

令和5年度守山市育英奨学生の募集要項

守山市では、高等学校や大学等に進学または在学する学生および外国の高等学校に留学する学生で、経済的に困窮している学生に奨学金を貸与し、支援しています。

については、令和5年度守山市育英奨学金の貸与等を希望する場合は、募集要項を確認の上、受付期間内に守山市教育委員会事務局学校教育課まで必要書類を添えて、申請してください。

なお、令和4年度からは、大学等に進学および在学する学生に対して「返還免除型奨学金」を創設するとともに、「貸与型奨学金」の貸与額を月額30,000円に増額し、支援を拡充しています。

1 奨学金の種類について

(1) 奨学金

ア 返還免除型奨学金

- ・大学等に進学または在学する学生（国の給付型奨学金受給者または採用候補者）が対象です。
※国の給付型奨学金受給者とは、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に定める学資支給および授業料等減免を受給が決定している者
- ・卒業後、一定期間、守山市内に居住する等の要件を満たす場合、奨学金の返還を免除します。
なお、要件を満たさなくなった場合は、返還が必要です。
- ・学業、スポーツまたは文化芸術等の成績などを総合的に審査します。
- ・募集人数 10名程度

イ 貸与型奨学金

- ・高校・大学等に進学または在学する学生が対象です。
- ・世帯の所得状況をもとに審査します。
- ・無利子ですが、卒業後の返還が必要です。（詳細は「7 返還について」参照）

(2) 入学（留学）支度金

- ・新入学生が対象です。
- ・世帯の所得状況をもとに審査します。
- ・無利子ですが、卒業後の返還が必要です。（詳細は「7 返還について」参照）

(3) 緊急学資資金

- ・大学等に進学または在学する学生が対象です。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、学費の支払いが困難な者を支援します。
- ・無利子ですが、卒業後の返還が必要です。（詳細は「7 返還について」参照）

2 対象者について

学校教育法第1条または第124条に規定する学校（次頁「3 対象学校および貸与等金額について」参照）に入学の見込みが確実な学生、在学生および外国の高等学校に留学*1を許可される見込みの学生で、学費の支払いが困難であると認められ（所得基準あり）、次のいずれかに該当する学生が対象です。

- (1) 保護者が市内に居住している者。ただし、返還免除型奨学金の申請者については、保護者が市内に3年以上居住している者
- (2) 児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設または自立援助ホームに入所されている者（市内に住所を有する者に限る。）
- (3) 里親またはファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）に養育を委託されている者（市内に住所を有する者に限る。）

*1 学校教育法施行規則第93条第1項（同規則第113条第3項および第135条第5項において準用する場合を含む）に基づく留学

3 対象学校および貸与等金額について

対象学校、奨学金の種類および金額については、次の表のとおりです。

なお、返還免除型奨学金と貸与型奨学金の併用はできません。

(1) 奨学金および入学（留学）支度金

対象学校	貸与等金額		
	返還免除型 奨学金	貸与型 奨学金	入学(留学)支度金
高等学校 中等教育学校（後期課程） 特別支援学校（高等部） 高等専門学校（1～3年次） 専修学校（高等課程）	対象外	月額 10,000円	新入学生のみ 70,000円
大学（短期大学および大学院を含む。） 高等専門学校（4～5年次、専攻科） 専修学校（専門課程）	月額 30,000円	月額 30,000円	新入学生のみ 250,000円
外国の高等学校に留学 ^{*1}	—	—	300,000円

(2) 緊急学資資金

貸与金額については、申請受付日時点で支払期日が到来していない（支払猶予されている場合を含む。）学費相当額と下表の貸与金額を比較して低い方の額とします。

なお、学費等の支払いでお困りの場合は、事前にご相談ください。

対象学校	貸与額
大学（短期大学および大学院を含む。） 高等専門学校（4～5年次、専攻科） 専修学校（専門課程）	上限 500,000円

※ 貸与額は原則10万円以上とし、1万円未満は切捨て

※ 貸与決定後、学費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）の提出が必要です。

4 申請について

(1) 受付期間等

ア 一斉受付（返還免除型奨学金、貸与型奨学金、入学(留学)支度金、緊急学資資金）

令和4年11月15日（火）から令和4年12月15日（木）まで

※土・日曜日、祝日は除く。午前8時30分から午後5時15分までの執務時間中

イ 随時受付（貸与型奨学金および緊急学資資金のみ）

一斉受付期間終了後は、下の表のとおり、随時受付を行います。なお、随時受付の場合は、決定月分からの貸与となります。

受付期間	決定月
令和5年3月1日（水）から3月31日（金）まで	5月
令和5年4月3日（月）から4月28日（金）まで	6月
令和5年5月1日（月）から5月31日（水）まで	7月
令和5年6月1日（木）から6月30日（金）まで	8月

※土・日曜日、祝日は除く。午前8時30分から午後5時15分までの執務時間中

(2) 申請方法

守山市教育委員会事務局 学校教育課(守山市役所 東棟1階)へ直接、ご持参ください。

(3) 提出書類 (様式1～3は学校教育課で配布。または市ホームページより入手可能。)

ア 奨学生願書 (様式第1号)

※市税の納付状況の確認ならびに課税台帳および住民基本台帳の閲覧への同意が必要です。

※本人や保護者に市税等の滞納があるときは、事前にご相談ください。

イ 学校長推薦調書 (様式第2号)

ウ 施設長等推薦書 (様式第3号) ※下記の①または②の方のみ

エ 住民票記載事項証明 (申請者または連帯保証人が市外にいる場合) *2

※守山市に居住している方の書類は不要です。

オ 直近の所得証明書 (申請者、保護者および連帯保証人)

※令和4年1月1日現在、守山市に居住している者は提出不要。そうでない方は前住所地にて取得ください。

※随時受付の場合、令和4年分源泉徴収票(写)、令和4年分(令和4年度)確定申告書(写)等をあわせて提出ください。※申請者が属する世帯の内、所得のある者全員) *2

カ 完納証明書 (申請者、保護者および連帯保証人)

※令和4年1月1日現在、守山市に居住している者は提出不要。そうでない方は前住所地にて取得ください。

※返還免除型奨学金を受けようとする場合

(3)の書類にくわえて、次の書類を提出ください。

ア 高等教育の修学支援新制度の受給予定または受給していることがわかるもの

(在学生：スカラネットパーソナルの詳細画面、進学生：採用候補者決定の通知)

イ 学業、スポーツまたは文化芸術等の成績がわかるもの (成績書や表彰状など。)

*2 ①「児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設または自立援助ホームに入所されている者」や、②「里親またはファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)に養育を委託されている者」については、保護者および連帯保証人がいない場合でも申請できます。詳しくはご相談ください。

5 選考について

選考委員会にて、申請書類内容を審査、貸与を決定し、選考結果を2月以降に通知します。

【返還免除型奨学金の選考基準】

- 1 高等教育の修学支援新制度(大学等における修学の支援に関する法律(令和2年法律第8号)に定める学資支給および授業料等減免)が決定していること。
- 2 市税等の滞納がないこと。
- 3 特に学業、スポーツまたは文化芸術などの成績が優秀であること。
- 4 大学等を卒業後、守山市内に居住する意思のあること。

【貸与型奨学金、入学(留学)支度金、緊急学資資金の選考基準】

- 1 生活保護を受けている世帯
- 2 市民税の非課税世帯
- 3 前年の世帯の総所得が所得基準以下の世帯であって学資の支弁が困難である者
- 4 今年度の世帯の総所得の年額の見込額が、失業その他の理由により前年に比し著しく減少し、かつ、所得基準以下である世帯であって、学資の支弁が困難である者

6 貸与期日について

奨学金は、各期の最初の月に各期分を貸与します。入学支度金は新入学生のみとし、初回の貸与期日とあわせて貸与します。(各期に在学証明書の提出または学生証原本の提示により在籍されていることを確認後、貸与します。)

(1) 返還免除型奨学金	前期分 (4月1日から 9月30日まで)	4月28日予定
	後期分 (10月1日から 3月31日まで)	10月31日予定
(2) 貸与型奨学金	1学期分 (4月1日から 7月31日まで)	4月28日予定
	2学期分 (8月1日から 12月31日まで)	8月28日予定
	3学期分 (1月1日から 3月31日まで)	1月30日予定

※随時申請の場合は、決定月分からの貸与となります。

(3) 留学支度金

留学支度金は、留学許可証(在籍学校長発行)の提出後に貸与します。

(4) 緊急学資資金

緊急学資資金は、決定月に貸与します。

7 返還について

- (1) 貸与型奨学金の貸与利率は、無利子ですが、正当な理由なく、返還を遅延したときは延滞利息(当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じて返還すべき額を年10.75パーセントの割合で計算した利息)を付します。
- (2) 貸与型奨学金の貸与期間は、当該学校における正規の修業期間としますが、奨学生が退学、貸与辞退、その他貸与要件を欠くに至った場合には、貸与の決定を取り消します。
また、休学や停学処分を受けた場合は、その期間の奨学金の貸与を停止します。
- (3) 奨学金および入学(留学)支度金の貸与を受けた学生は、その貸与金額を、卒業または退学後1年(留学の場合については、帰国後国内の学校を卒業または退学後1年)を経過した日から正規の修学期間に相当する期間内において、一括償還または月賦・年賦均等償還により返還ください。
- (4) 緊急学資資金の貸与を受けた学生は、その貸与金額を、卒業または退学後1年を経過した日から5年以内に、一括償還または年賦均等償還により返還ください。

8 保護者および連帯保証人について

- (1) 保護者は、申請者と連帯して弁済の責を負います。
- (2) 連帯保証人は一定の職業を有し、かつ独立の生計を営む者であって、いつでも申請者と連絡が取れる者とし、申請者の返還が滞った場合は、連帯して弁済の責を負います。

9 その他について

所得基準額は、家族の構成や年齢によって異なります。

【参考】所属基準額(例) <4人家族[父、母、大学生2人]で給与収入の場合>

①奨学金・入学(留学)支度金 世帯の合計収入が約650万円以下

②緊急学資資金 世帯の合計収入が約760万円以下

10 問い合わせ先および申請先について

守山市吉身二丁目5番22号(守山市役所 東棟1階) 守山市教育委員会事務局 学校教育課
TEL電話:077-582-1141(課直通) FAX:077-582-9441 E-mail:gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp